別記第１号様式（第３条関係）

|  |
| --- |
|  　　　 　　　　　　第　　号 令和7年（2025年）　　月　　日　熊本県知事　　　　　　　　様 　 住所 （申請者） 　 氏名　　　　　　　　　令和7年度熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組支援補助金交付申請書令和７年度において、熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組支援補助金事業を実施したいので、金　　　　円を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第３条及び熊本県健康福祉補助金等交付要項第３条の規定により関係書類を添えて申請します。＜添付書類＞　　①収支予算書（任意様式）　　②団体の定款又は会則　　③事業計画書（指定様式）　　④シェルターを借り上げるために締結した賃貸借契約書の写し　　⑤その他知事が必要と認める書類 |

 別記第３号様式（第４条関係）



|  |
| --- |
|  　 　　　 子家福第　　号 令和7年（2025年）　　月　　日　（申請者名）　　　　　様 熊本県知事令和7年度熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組支援補助金交付決定通知書令和7年（2025年）　　月　　日付け第　　　号で申請のありました　令和７年度熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組支援補助金については、熊本県補助金等交付規則第４条の規定により、下記の条件を付けて金　　　　　　円を交付することに決定しましたので、同規則第６条の規定により通知します。記＜補助の条件＞(1) 交付申請書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ知事の承認を受けること。(2) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。(3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。(4) 補助事業等が完了したときは、その日から３０日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、知事に対し所定の実績報告書を行うこと。(5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、県の求めに応じこれに協力すること。　　　　　　　　　　　　　　　(6) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。（裏面に続く）　 (7) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理すること。また、効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（以下「適　正化法施行令」という。）第１４条第２項の規定により定められた期間を経過するまで、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。なお、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。 　(8) 補助事業等の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管すること。ただし、補助事業等により取得し、効用の増加した価格が単価５０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第１４条第１項第２号の規定により定められた期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。(9) 補助金を他の用途に使用しないこと。(10) 前各号に掲げるもののほか、法令その他知事が必要があると認める事項を遵守すること。 |

　別記第４号様式（第５条関係）

|  |
| --- |
|  　　　 　　 　　　　　第　　号 　令和7年（2025年）　　月　　日　熊本県知事　　　　　　　　様 　 住所 （申請者） 　 氏名　　　　　　　　　令和7年度熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組支援補助金変更申請書令和7年（2025年）　　月　　日付け子家福第　　　号で補助金交付決定通知のあった令和７年度熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組支援補助金事業を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第７条及び熊本県健康福祉補助金等交付要項第５条の規定により関係書類を添えて申請します。記１　補助金等交付申請額　　金　　　　　　円（うち前回までの申請額 金　　　　　　　円）２　変更計画の理由添付書類１　収支予算書（任意様式）２　事業計画書（指定様式）３　その他知事が必要と認める書類 |

　別記第５号様式（第５条関係）

|  |
| --- |
|  　　　 　　 子家福第　　号 　令和7年（2025年）　　月　　日　（申請者名）　　　　　様 熊本県知事令和7年度熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組支援補助金変更交付決定通知書令和7年（2025年）　　月　　日付け第　　　号で申請のありました令和７年度熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組支援補助金事業の計画変更については、熊本県補助金等交付規則第７条第２項の規定により承認し、下記の条件を付けて令和6年度熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組支援補助金金　　　　　　円（前回までの交付決定額金　　　　　　円）に変更することに決定しましたので、同条第３項の規定により準用する同規則第６条の規定により通知します。記＜補助の条件＞(1) 交付申請書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ知事の承認を受けること。(2) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。(3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。(4) 補助事業等が完了したときは、その日から３０日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、知事に対し所定の実績報告書を行うこと。(5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、県の求めに応じこれに協力すること。(6) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。（裏面に続く）(7) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業等の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理すること。また、効用の増加した価格が単価５０万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（以下「適　正化法施行令」という。）第１４条第２項の規定により定められた期間を経過するまで、この補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。なお、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。(8) 補助事業等の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管すること。ただし、補助事業等により取得し、効用の増加した価格が単価５０万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第１４条第１項第２号の規定により定められた期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。(9) 補助金を他の用途に使用しないこと。(10) 前各号に掲げるもののほか、法令その他知事が必要があると認める事項を遵守すること。 |

別記第７号様式（第９条関係）

|  |
| --- |
|  　　 　　子家福第　　号 令和7年（2025年）　月　日　熊本県知事　　　　　　　　様 　 住所 （補助事業者） 　 氏名　　　　　　　　　令和7年度熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組支援補助金実績報告書令和7年（2025年）　月　　日付け子家福第　　　号の交付決定通知に基づき、令和７年度熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組支援補助金事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第１３条及び熊本県健康福祉補助金等交付要項第９条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。添付書類１　収支精算書（任意様式）２　事業実績書（指定様式）３　対象経費に係る領収書４　その他知事が必要と認める書類 |

　別記第８号様式（第１０条関係）

|  |
| --- |
|  　　　 　　 子家福第　　号 令和7年（2025年）　月　　日　（補助事業者の氏名）　　　様 熊本県知事 令和7年度熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組支援補助金交付確定通知書令和7年（2025年）　　月　　日付け子家福第　　　号で交付決定しました令和７年度熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組支援補助金については、熊本県補助金等交付規則第１４条の規定により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。記１　交付確定額　　　金　　　　　　　円２　交付決定額　　　金　　　　　　　円 |

別記第９号様式（第１１条関係）

|  |
| --- |
| 令和7年度熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組支援補助金交付請求書　　令和7年（2025年）　　月　　日付け子家福第　　　号で確定の通知があった令和７年度熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組支援補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第１６条の規定により請求します。記請求額　　金　　　　　　　円 （市町村の場合は記入不要） |
|  | １　　口　　座　　振　　替　　払 |  |
|  | 金融機関名 | ○○銀行○○支店 |
| 預金種目 |  １普通　２当座 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義 |  |
| ２　　直　　　　　接　　　　　払 |
| ３　　送　　　　　金　　　　　払 |
|  年　　月　　日 　 住所 （補助事業者） 　 氏名　　　　　　　　　熊本県知事　　　　　　　　様 |

別記第１０号様式（第１１条関係）

|  |
| --- |
| 令和7年度熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組支援補助金概算払（前金払）請求書 令和7年（2025年）　　月　　日付け子家福第　　　号で交付決定の通知があった令和７年度熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組支援補助金のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第１６条及び熊本県健康福祉補助金等交付要項第１１条の規定により請求します。記 請求額　　金　　　　　　　　　　　円  　　　　　　　　　　　　　　　　 （市町村の場合は記入不要） |
|  | １　　口　　座　　振　　替　　払 |  |
|  | 金融機関名 | ○○銀行○○支店 |
| 預金種目 |  １普通　２当座 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義 |  |
| ２　　直　　　　　接　　　　　払 |
| ３　　送　　　　　金　　　　　払 |
|   年　　月　　日 　 住所 （補助事業者） 　 氏名　　　　　　　　　　熊本県知事　　　　　　　　様 概算払（前金払）を必要とする理由 |

別記第１１号様式（第１２条関係）

|  |
| --- |
|  　　 　　 　　　　　第　　号 令和7年（2025年）　　月　　日　熊本県知事　　　　　　　　様 　 住所 （補助事業者） 　 氏名　　　　　　　　　 　 令和7年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書令和7年（2025年）　月　日付け子家福第　　　号により交付決定があった令和７年度熊本県配偶者暴力被害者等支援団体の先進的取組支援補助金について、熊本県健康福祉補助金等交付要項第１２条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。記１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第１５条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金 円２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円（注）別添参考となる書類（２の金額の積算の内訳等） |